

市営住宅入居申込案内



1	一般世帯の入居申込資格	-1-
2	単身者用住宅	-2-
3	子育て世帯専用期限付き住宅	-3-
4	いきいきハイツ江川(高齢者専用住宅)	-5-
5	優先入居	-7-
6	収入基準	-8-
7	各種控除の内容および控除額	-10-
8	入居申込の提出書類	-11-
9	申込から入居までの手続等	-12-
10	市営住宅入居の流れ	-15-
11	入居にあたっての注意事項	-16-
12	入居後の注意事項	-17-
13	申請窓口・お問い合わせ	-18-



市営住宅とは

市営住宅は、住宅にお困りの方のために周辺の民間賃貸住宅に比べて低い家賃設定となっています。

また、市の税金で維持管理される『市民の財産』であることから、入居については、民間賃貸住宅とは異なる入居資格が定められています。

1. 一般世帯の入居申込資格

入居申込資格は、次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 次の①～⑧の条件すべてを満たす方。

- ① 現に住宅にお困りで、申込者又は同居予定の方が足利市内に住宅を所有していない方。ただし、売却や取り壊しが決まっている場合等は、申込みできることがありますので、事前におりひめプラザまでご相談ください。
- ② すでに足利市内の市営住宅及び県営住宅に入居していない方。ただし、不自然な世帯分離又は世帯合併ではなく、婚姻や離婚等の社会通念上妥当な場合等を除きます。
- ③ 外国籍の方は、在留期間が3年以上である方。在留期間の残が3年未満であっても入居申込可能です。
- ④ 離婚を前提とした申込みでない方。
- ⑤ 同居者が3親等以内の親族である方。
- ⑥ 軽自動車税、住民税、国民健康保険税、都市計画税及び固定資産税の市税滞納がない方。
- ⑦ 申込者本人及び同居する親族が暴力団員でない方。
- ⑧ 収入基準を満たす方。
同居者を含む入居しようとする方全員の所得から、公営住宅法上の控除額を差し引き12か月で割った額である収入月額が収入基準以下の方。

(2) 申込者及び同居予定者が、過去に市営住宅に入居していた方については、次の①～⑥を満たすこと。

- ① 家賃、駐車場使用料、その他市営住宅について負担すべき債務を申込時において滞納していないこと。
- ② 不正行為により入居したことがないこと。
- ③ 市営住宅又は共同施設を故意にき損したことがないこと。
- ④ 正当な理由なく15日以上市営住宅を使用しない不居住違反がないこと。
- ⑤ 保管義務違反、迷惑行為、転貸等をしたことがないこと。
- ⑥ 市長の承認を得ないで模様替え、同居及び承継をしたことがないこと。

2. 単身者用住宅

(1) 一般単身者指定住宅

市営住宅のうち57㎡以下の住戸について、単身者が入居することができます。

ただし、エレベーターが設置されていない1階に位置する57㎡を超える住戸にあつては、公募してから3カ月経過後に申込みがなかった場合は、単身者も含め再度公募します。(4DKの住戸を除く。)

(2) 特別単身者指定住宅

定期建物賃貸借により、入居期間12年を限度とし、57㎡を超える五十部西山、堀込町、滝の宮、島田町及び百頭町市営住宅の4、5階住戸に限り単身者が入居することができます。

ただし、入居時に60歳未満の方に限ります。

※ 単身の場合は、日常生活において常時介護を必要としない方が入居申込できます。

ただし、居宅において介護を受けられる方は入居申込可能です。

3. 子育て世帯専用期限付き住宅

子育て支援を目的として、入居申込時に満12歳（小学校6年生）以下の子と同居する世帯は、最長12年間の期限付きで『子育て世帯専用期限付き住宅』に入居することができます。

また、最長12年間の契約期間が満了するとき、同居親族に18歳未満の子がいる時は、12年もしくは同居している最も年少の子が満18歳に達する年度末まで、いずれか短い期間にて再契約を行い、継続して入居することが可能です。

なお、中橋ハイツ子育て世帯専用期限付き住宅については、入居条件等が異なるため、『中橋ハイツ入居申込案内』をご確認ください。

山辺南ハイツ

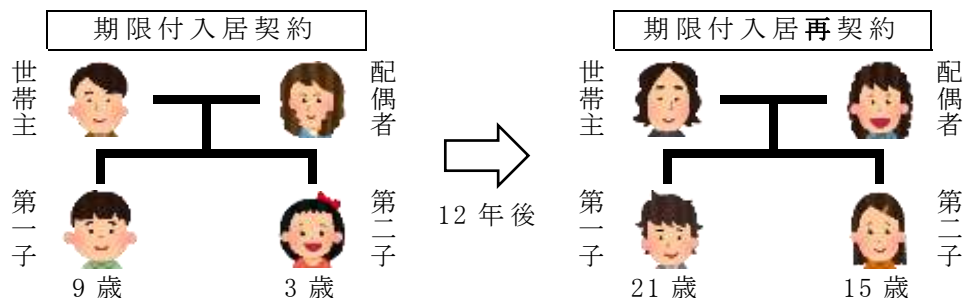
1 ページの『1. 一般世帯の入居申込資格』の各号の条件を満たしている方で、かつ(2)の同居親族に入居申込時において、満12歳（小学校6年生）以下の子がいる世帯が入居可能となります。

【注意】

- (1) 入居期間は、住宅の鍵を渡した日から起算し、12年間です。
- (2) 入居期間満了前でも住宅を返還することは可能です。
- (3) 入居時に同居していた子が、別居することになった場合等は、住宅を明け渡さなければなりません。

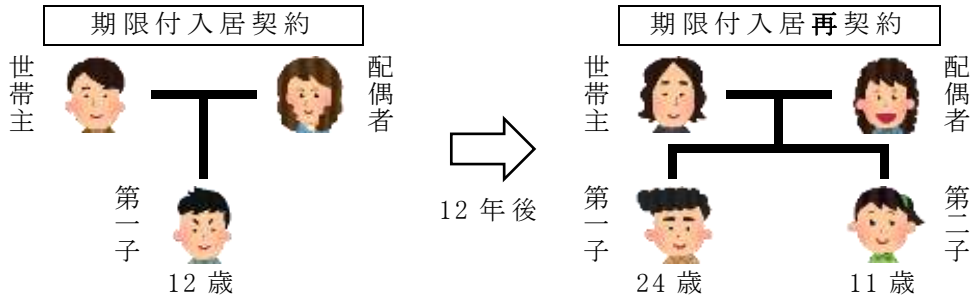
再契約できる例

【ケース①】



期限付入居契約が満了する時、第二子が18歳未満であり、『18歳未満の子と同居』に該当するため、第二子が18歳になる年度終了までの3年間、再契約することで継続して入居することができます。

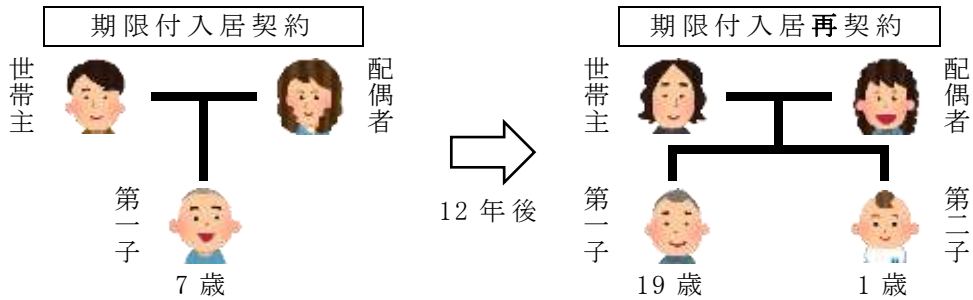
【ケース②】



期限付入居契約が満了する時、第二子が誕生しており、『18歳未満の子と同居』に該当します。

よって、12年間もしくは第二子が18歳になる年度終了まで、いずれか短い期間にて再契約できるため、第二子が18歳になるまでの7年間継続して入居することができます。

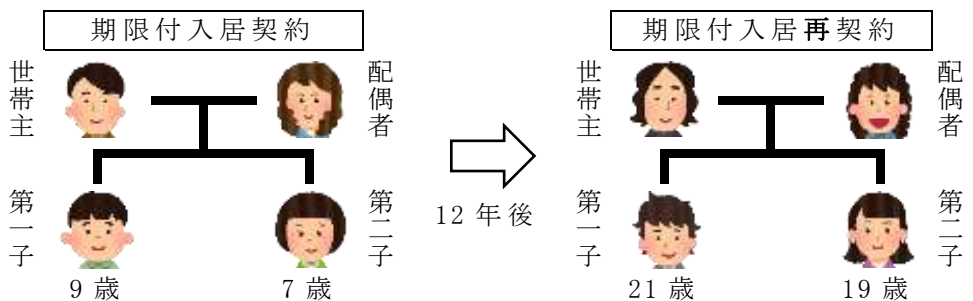
【ケース③】



期限付入居契約が満了する時、第二子が誕生しており、『18歳未満の子と同居』に該当します。

よって、12年間もしくは第二子が18歳になる年度終了まで、いずれか短い期間にて再契約できるため、第二子が13歳になるまでの12年間継続して入居することができます。

再契約できない例



期限付入居契約が満了する時、第一子及び第二子が18歳以上となり、『18歳未満の子と同居』に該当しないため、再契約することができず、継続して入居することはできません。

4. いきいきハイツ江川（高齢者専用住宅）

『いきいきハイツ江川』は、生活援助員（以下「LSA」という。）が常駐し、入居者の安否確認や緊急時の対応を行うなど、自立活動をサポートするため、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。

そのため、入居できる方は1ページの『1. 一般世帯の入居申込資格』の各号の条件を満たし、かつ次の高齢者専用住宅の入居者資格を満たす必要があります。

(1) 高齢者専用住宅の入居者資格

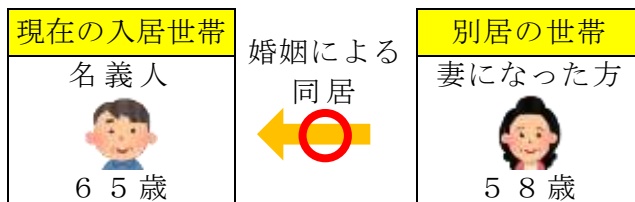
次のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 60歳以上の単身世帯。
- ② いずれか一方が60歳以上である夫婦世帯。
ただし、60歳未満の方は入居名義人にはなれません。
また、入居名義人が死亡し、又は退去した場合において、同居していた60歳未満の配偶者は、入居の承継ができません。
- ③ 60歳以上の3親等以内の親族のみからなる世帯。
※ 入居の際に同居を認められた方以外の方を同居させることは、令和4年4月1日から認められなくなります。
ただし、入居者が婚姻（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）する場合を除きます。
その他、高齢者専用住宅入居者資格等の見直しを行う予定です。

【同居が認められない例】

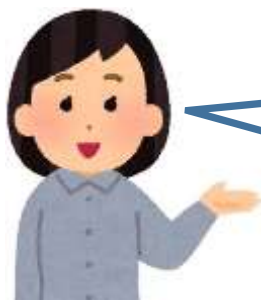


【同居が認められる例】



いきいきハイツ江川 (高齢者専用住宅)

バリアフリー、エレベーター付き、緊急通報システム装置の設備（生活援助員との通話、住居内に緊急呼び出しボタン）



生活援助員（L S A）が常駐し、入居者の安否確認や緊急時の対応を行うなど自立活動をサポートするため安心して暮らしていただけます。

生活援助員（L S A）によるサポート

生活相談等

- ・心配事の相談
- ・身の上の相談
- ・仕事の相談
- ・健康相談

安否の確認

- ・一日一回安否の確認

一時的な家事援助

- ・体調不良時のゴミ出し

緊急時の対応

- ・救急車、消防車の出動要請
- ・警察への通報

関係機関等の連絡

- ・市役所、民生委員等への取りつき
- ・おりひめプラザへの連絡（施設設備関係）
- ・地域包括支援センターへの連絡（介護・福祉サービス等の相談）

その他日常生活上必要な援助

- ・ごみの収集日に館内放送でお知らせ

サポート内容等に関することは、いきいきハイツ江川 L S A までお問合せください。（Tel 0284-43-1917）

5. 優先入居

優先入居は、特に住宅にお困りの方が市営住宅に優先的に入居できる制度です。

公募を行う市営住宅の住戸において、優先入居対象者のみが申込みできる住戸をご用意いたします。

※ 優先入居により入居を保証するものではありません。

また、申込多数の場合は抽選となりますので、抽選を介さずに優先して入居できる制度ではありません。

区分	優先入居対象者	優先入居住宅	
優先区分A	老人世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1 満65歳以上の単身世帯 2 満65歳以上の方及びその配偶者のみからなる世帯 3 満65歳以上の方及び満18歳未満の親族のみからなる世帯 4 満65歳以上の親族のみからなる世帯 	エレベーターのない中高層住宅の1階に位置する住戸 ただし、4DKの住戸を除く
	心身障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害があり、戦傷病者手帳を所持している方 2 身体障害者手帳4級以上の方 3 療育手帳A1、A2、B1の方 4 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方 	
優先区分B	母(父)子世帯	配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む。)のない方で20歳未満の子を扶養する方	優先区分Aの住戸を除き、同一団地において3戸以上の募集がある場合に募集住戸の1/3(端数は切り捨てるものとする。)で指定する住戸
	DV被害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時保護又保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 2 保護命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 	
	犯罪被害者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われた方 	
	子育て世帯	18歳未満の児童がいる世帯	

6. 収入基準

同居者を含む入居しようとする方全員の所得から、公営住宅法上の控除額を差し引き12か月で割った額である**収入月額**が**収入基準以下**でなければ、申込資格はありません。

$$\text{収入月額} = (\text{年間総所得} - \text{控除額}) \div 12 \text{ か月} \leq \text{収入基準}$$

収入基準
一般階層：158,000円
裁量階層：214,000円

収入基準に対する年間総収入金額（税込）は、所得者が1人であった場合、給与所得、年金所得及び事業所得に応じて概ね次のとおりとなります。

A 給与所得者の場合（源泉徴収票の支払金額欄を確認願います）

入居収入基準 収入月額	申込者を含む同居及び扶養親族の人数					
	1人世帯 (年収入)	2人世帯 (年収入)	3人世帯 (年収入)	4人世帯 (年収入)	5人世帯 (年収入)	6人世帯 (年収入)
一般階層 158,000円以下	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層 214,000円以下	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

B 65歳未満の年金所得者の場合

入居収入基準 収入月額	申込者を含む同居及び扶養親族の人数					
	1人世帯 (年収入)	2人世帯 (年収入)	3人世帯 (年収入)	4人世帯 (年収入)	5人世帯 (年収入)	6人世帯 (年収入)
一般階層 158,000円以下	3,028,000円 以下	3,534,667円 以下	4,041,333円 以下	4,495,294円 以下	4,942,353円 以下	5,389,412円 以下
裁量階層 214,000円以下	3,924,000円 以下	4,391,765円 以下	4,838,824円 以下	5,285,882円 以下	5,732,941円 以下	6,180,000円 以下

C 65歳以上の年金所得者の場合

入居収入基準 収入月額	申込者を含む同居及び扶養親族の人数					
	1人世帯 (年収入)	2人世帯 (年収入)	3人世帯 (年収入)	4人世帯 (年収入)	5人世帯 (年収入)	6人世帯 (年収入)
一般階層 158,000円以下	3,096,000円 以下	3,534,667円 以下	4,041,333円 以下	4,495,294円 以下	4,942,353円 以下	5,389,412円 以下
裁量階層 214,000円以下	3,924,000円 以下	4,391,765円 以下	4,838,824円 以下	5,285,882円 以下	5,732,941円 以下	6,180,000円 以下

D 事業所得者の場合（確定申告書の所得金額の合計額を確認願います）

入居収入基準 収入月額	申込者を含む同居及び扶養親族の人数					
	1人世帯 (年収入)	2人世帯 (年収入)	3人世帯 (年収入)	4人世帯 (年収入)	5人世帯 (年収入)	6人世帯 (年収入)
一般階層 158,000円以下	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
裁量階層 214,000円以下	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

【注意】

- (1) 収入を得ている者が複数の場合、全員の合計所得金額を合算します。
- (2) 本表の収入は、同居及び扶養親族の控除以外に各種控除がない場合のものです。
- (3) 給与所得は、給料・賃金・ボーナスなどの所得です。給与所得の総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当等を含んだ金額です。ただし、非課税所得は含みません。
- (4) 年金所得は、厚生年金・国民年金・恩給などの所得です。例えば、老齢年金・退職年金です。その他、法律により非課税とされている障害年金・遺族年金等は、所得に含みません。
- (5) 事業所得は、その他に利子所得・配当所得・不動産所得・雑所得などになります。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額をよく確認してください。

★裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯であり、収入基準を一般世帯に比べ緩和しています。

裁量階層世帯	提示する書類
入居者が満60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが満60歳以上または満18歳未満の方である世帯	
入居者又は同居予定者に身体障がいのある方がいる世帯 障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで	身体障害者手帳
入居者又は同居予定者に精神障がいのある方がいる世帯 障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級まで	精神障害者保健福祉手帳
入居者又は同居予定者に知的障がいのある方がいる世帯 知的障害A1、A2、B1	療育手帳
入居者又は同居予定者に戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症	戦傷病者手帳
入居者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による更生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	医療特別手当証書 特別手当証書
海外からの引揚者(引揚後5年未満)の方がいる世帯	引揚者証明書
入居者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方がいる世帯	療養所長等の証明
子育て世帯 小学校就学前の子がいる世帯	

7. 各種控除の内容および控除額

所得から控除する金額です。この表は収入基準となる収入月額を算出するときに必要です。また、所得税法上認定された方が対象になります。

(1) 一般控除

控除名	控除の内容	控除額
同居親族	入居申込家族及び別居の扶養親族(申込者本人及び胎児は含みません)	1人につき38万円

(2) 特別控除

控除名	控除の内容	控除額	
特別控除対象者	特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上22歳以下の方	1人につき25万円
	老人扶養	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上の方	1人につき10万円
	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方	
	障害者	入居者本人及び扶養親族のうち ア 身体障害者手帳の所持者で1・2級以外の方 イ 精神障害者手帳の所持者で2・3級の方 ウ 中度・軽度の知的障害者の方(療育手帳表示B) エ 戦傷病者手帳の所持者で第4項症以下の方 ※ 特別障害者に該当する方を除く	1人につき27万円
	特別障害者	入居者本人及び扶養親族のうち ア 身体障害者手帳の所持者で1・2級の方 イ 精神障害者手帳の所持者で1級の方 ウ 重度の知的障害者の方(療育手帳表示A) エ 戦傷病者手帳の所持者で特別項症から第3項症までの方 キ 原子爆弾の被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき40万円
寡婦	入居者又は同居者のうち ア 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち ・ 扶養親族を有する方 ・ 合計所得金額が500万円以下であること ・ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと イ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない方のうち ・ 合計所得金額が500万円以下であること ・ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	所得がある場合27万円 ただし、所得が27万円未満の場合はその額	
	ひとり親		所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでなく、次の要件すべてに該当する方 ・ 生計を一にする子がいること ・ 合計所得額が500万円以下であること ・ 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと

(3) 所得税法改正に伴う控除(基礎控除振替分)

控除対象	控除規定	控除額
給与収入の方	年間給与所得金額が10万円以上の場合	1人につき10万円
	年間給与所得金額が10万円以下の場合	当該所得金額
年金収入の方	年間年金所得金額が10万円以上の場合	1人につき10万円
	年間年金所得金額が10万円以下の場合	当該所得金額
給与収入及び年金収入の方	年間給与所得金額+年間年金所得金額が10万円以上の場合	1人につき10万円
	年間給与所得金額+年間年金所得金額が10万円以下の場合	当該所得金額

8. 入居申込の提出書類

凡例 ○:全員提出 △:該当者提出 ×:提出不要

No.	提出書類	注意事項等	一般世帯	単身者	子育て世帯
1	市営住宅入居申込書	<input type="checkbox"/> 別記様式第1号(足利市市営住宅条例施行規則第2条関係)	○	△	×
	市営住宅入居申込書(定期使用許可用)	<input type="checkbox"/> 別記様式第29号(足利市市営住宅条例施行規則第16条関係)	×	△ 60歳未満	○
2	住民票	<input type="checkbox"/> 現在居住している市町村で発行 <input type="checkbox"/> 入居する方全員分 <input type="checkbox"/> 外国籍の方は、在留期間が記載されている住民票が必要です	○	○	○
3	所得証明書	<input type="checkbox"/> 入居する方全員分(高校生以下を除く) <input type="checkbox"/> 当年1月1日現在住民登録している市町村で発行 <input type="checkbox"/> 1月から5月に申込をする方は、前年の源泉徴収票又は確定申告書の控えの他、最新年度の所得証明書が必要です <input type="checkbox"/> 無職の方も提出が必要です	○	○	○
4	源泉徴収票等	<input type="checkbox"/> 扶養親族で別居している方がいる場合、扶養の事実が確認できる源泉徴収票等を提出してください。	△	△	△
5	市税等の賦課及び納入状況確認同意書	<input type="checkbox"/> 市内在住の方が、納税証明書又は非課税証明書に代わり提出するものです	△ 市内在住者	△ 市内在住者	△ 市内在住者
6	納税証明書	<input type="checkbox"/> 市外在住の方は、現住所の納税証明書又は非課税証明書が必要です	△ 市外在住者	△ 市外在住者	△ 市外在住者
7	給与支給証明書	<input type="checkbox"/> 1年以内に転職、新たに就職した方は、勤務先で記入していただきます	△	△	△
8	戸籍全部事項証明書	<input type="checkbox"/> 単身、ひとり親の方	△	○	△
9	婚約証明書	<input type="checkbox"/> 入居申込時が婚姻の予約の状態である場合	△	×	△
10	退職証明書	<input type="checkbox"/> 提出する所得証明書で所得が確認できるが、現在、退職により無職の場合	△	△	△
11	自活状況申立書	<input type="checkbox"/> 単身で申込の方	△	○	△
12	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている方は生活保護受給証明書の写しを提出してください。	△	△	△
13	身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 身体障がい者(1級～4級)の方がいる世帯	△	△	△
14	精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 精神障がい者(1級～2級)の方がいる世帯	△	△	△
15	療育手帳	<input type="checkbox"/> 知的障がい者(A1、A2、B1)の方がいる世帯	△	△	△
16	戦傷病者手帳	<input type="checkbox"/> 戦傷病者で特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯	△	△	△
17	医療特別手当証書 特別手当証書	<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	△	△	△
18	引揚者証明書	<input type="checkbox"/> 海外からの引揚者(引揚後5年未満)の方がいる世帯	△	△	△
19	療養所長等の証明	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯	△	△	△
20	優先入居申込書	<input type="checkbox"/> 優先入居住戸に申込み世帯	△	△	△

※ No.1、5、7、9～11、20 の提出書類は、おりひめプラザ窓口にご用意してあります。また、おりひめプラザホームページでもダウンロードできます。

9. 申込から入居までの手続等

申込から入居までの手続等の日程は、毎月5日に入居可能な住宅を募集し、申込受付等の手続を経て、翌々月の1日に入居となります。（日程は、あくまでも予定のため、手続等時間に要する場合は遅れることがあります。）
なお、入居申込は、1世帯につき1住宅に限ります。

(1) 入居募集住戸・戸数及び家賃等

毎月5日（休日等の場合は、翌営業日）、おりひめプラザのホームページにて掲載いたします。また、おりひめプラザ及び足利市役所建築住宅課の窓口においても確認できます。

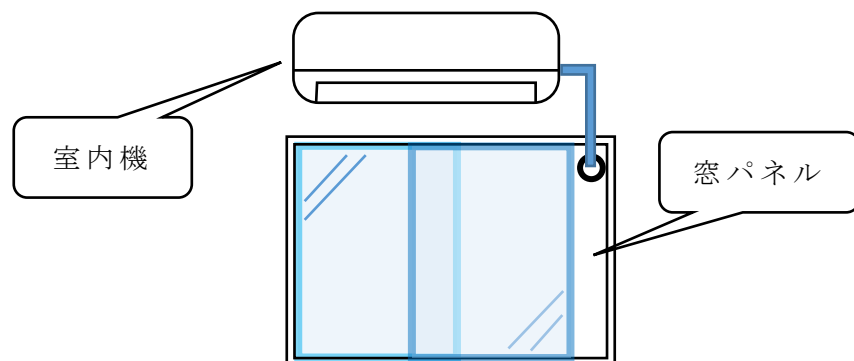
(2) 住戸の設備

住宅にエアコン、光ケーブル等のインターネット設備、網戸、給湯器、台所用換気扇、風呂釜及び浴槽は設置されていません。

ただし、一部の住宅には網戸、給湯器、台所用換気扇、ユニットバスが設置されている場合があります。設置されていない設備については、必要に応じ入居者が設置することになりますので、必ず入居申込前に希望住宅の設備設置状況を確認してください。

【注意】

- ・ エアコン設置について、壁に冷媒管用のスリーブがない場合は、窓枠にパネルを設置して穴を開けることとなります。
また、エアコン用電源がない場合も入居者による工事が必要となります。
- ・ 部屋によってはバルコニーが無く、エアコンの室外機が設置できないこともあります。
- ・ 市営住宅において、上記の工事等を行う場合は許可が必要となりますが、状況によって認められないこともあります。



(3) 駐車場

市営住宅に駐車場がある場合は、1世帯1台です。

使用料は、市営住宅 2,000 円/月（消費税等別）、です。

市営住宅敷地内の通路や緑地等の駐車場ではない場所に車を駐車することはできません。

※ 2台目以降の駐車場が必要な場合は、民間駐車場をご利用願います。

- (4) 入居申込受付期間
毎月20日（休日等の場合は、翌営業日）から当月末日まで（休日等の場合は、前営業日）の午前9時～午後5時
- (5) 入居申込等の受付場所
足利市通三丁目2589番地 足利織物会館1階おりひめプラザ
- (6) 入居者の資格審査
入居申込書受付後に資格審査を行い、入居資格がないことが判明した場合、入居申込は無効となります。
- (7) 入居者の選考方法
入居申込者が複数となった場合は、公開抽選により入居者を決定します。
- (8) 入居者決定後の手続き
- ア 連帯保証人の選出
入居説明会実施後に連帯保証人1名以上を選出し、『市営住宅入居請書』及び『連帯保証人届出書』に連帯保証人になる方の住民票、印鑑証明書、所得証明書及び連帯保証人承諾書を添付し提出してください。
- 【連帯保証人の条件】**
次の条件すべてを具備する方。
- ・別世帯の原則、親族であること。
 - ・入居決定者と同程度以上の収入を有する方（保証能力がある方）
 - ・生活保護受給者でないこと。
 - ・日本国籍を有する方であること。
 - ・足利市営住宅条例第48条第1項の各号に該当することが判明し、退去した方でないこと。
- 【連帯保証人の役割】**
次の債務を連帯保証することをお願いします。
- ・住宅使用料、駐車場使用料及び督促手数料
 - ・残置物撤去費用
 - ・原状回復費用
 - ・その他債務全てのもの
- イ 身元引受人の選出
单身の方は、身元引受人1名以上を選出し、『身元引受人届出書』を提出してください。なお、身元引受人は連帯保証人と同一人で支障ありません。
- 【身元引受人の条件】**
次の条件を具備する方。
- ・別世帯の原則、親族であること。
 - ・身元引受人の役割を果たせる方
- 【身元引受人の役割】**
次の役割をお願いします
- ・定期的に入居者の安否確認を行うことができること。
 - ・火災、漏水及び安否確認等の緊急連絡先となることができること。
 - ・入居者が市営住宅、高齢者専用住宅での生活に支障が生じたとき又は入院等により生活が困難であると市で判断したときは、責任をもって身元を引き受けることができること。
 - ・入居者が緊急入院などにより引き続き市営住宅、高齢者専用住宅

に15日以上居住しないときは、不居住等の届出を行うことができること。

- ・入居者が失踪又は死亡した場合、各種関係機関への届出を行うとともに、明渡し手続きを行うことができること。

- (9) 入居期日
入居者決定の翌月1日

10. 市営住宅入居の流れ

(1) 当月

募集住宅発表

毎月 5 日（土・日・祝日は翌営業日）

おりひめプラザのホームページに掲載します。
また、おりひめプラザ及び足利市役所建築・住宅政策課の
窓口においても確認できます。

(2) 当月 20 日から末日まで

申込受付

当月 20 日～末日（土・日・祝日は除く）

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

受付場所：おりひめプラザ

20 日が休日等の場合は翌営業日

末日が休日等の場合は前営業日

○必要書類を揃えて希望住宅をおりひめプラザへ申し込みしてく
ださい。

※申込多数の場合は抽選を行い、入居者を決定します。

(3) 翌月 10 日前後

抽選・説明会

月 日 ()

○抽選受付 午前 9 時 30 分

○抽選開始 午前 10 時 00 分

○抽選会場 おりひめプラザ

※抽選会終了後に説明会を実施します。

『市営住宅入居請書』をお渡ししますので、入居手続日ま
でに準備してください。

なお、連帯保証人及び単身の場合は身元引受人を各 1 名以
上選出していただきます。

※連帯保証人、身元引受人は同一人で支障ありません。

(4) 翌月 20 日前後

入居手続

月 日 ()

○入居手続日に都合がつかない場合は、事前に相談してください。

○『市営住宅入居請書』を提出する。

○『市営住宅入居許可書』を受け取る。

(5) 翌月末日

カギ渡し

翌月末日（土・日・祝日は除く）

末日が休日等の場合は前営業日

○カギの引き渡しを受ける。

(6) 翌々月 1 日～20 日以内

入 居

翌々月 1 日～20 日以内でご都合のよい日

※入居日は 1 日付けとなり、1 日から家賃がかかります。

○管理人へ挨拶

○転居してから 14 日以内に住所変更が必要です。変更後、新しい住民票をおりひめプラザに提出してください。

11. 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居する際に下見等はできません。また、経年による劣化等がございますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしてはいけません。指導に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
- (3) 犬・猫等の動物、魚、爬虫類、昆虫等のペットの飼育は禁止です。
- (4) 各市営住宅には、入居者のみなさんを代表する住宅の管理人及び駐車場管理委員会の会長等が選ばれています。
これから入居される方も選出されることがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

ア 住宅管理人の主な業務

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ・住まい方の指導と助言 | ・不適正使用等の報告 |
| ・入居者名簿の作成 | ・共益費（管理費）の徴収 |
| ・市からの連絡事項の伝達等 | ・共同施設の鍵の管理 |
| ・市営住宅共同施設等の清掃指導 | ・植栽の管理(低木の剪定及び消毒等) |
| ・夜間等の共同施設のブザー解除と修繕などの業者依頼 | ・市営住宅内及び共同施設の危険箇所の発見通報 |
| ・事故等の緊急時の連絡、通報 | ・その他管理上必要な事項 |

イ 駐車場管理委員会の主な業務

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・駐車場使用者名簿の作成 | ・自動車の保管場所の確認 |
| ・駐車場内でのトラブルの仲裁 | ・駐車場内での危険箇所の発見通報 |
| ・駐車場内での無断駐車の手配及び整理 | ・駐車場管理に伴う共益費の徴収及び支払い |
| ・市からの依頼に関すること。 | ・その他管理上必要な事項 |

- (5) 駐車場を含む市営住宅敷地や建物内の清掃、除草、除雪等は入居者のみなさんが協力して実施してください。
また、共用部分の照明やエレベーターの電気代等の共益費は、入居者のみなさんで負担していただいています。詳しくは、各市営住宅の住宅及び駐車場管理人に確認願います。

- (6) 自治会は、地域に住む人々が協力し合い、明るく住みよい街づくりを目的に地域住民の意思によって組織された団体です。自治会では、防犯、防災活動、環境美化など様々な地域活動を行っていますので、市営住宅を快適な生活環境にするためにも自治会活動に積極的に参加するよう努めてください。

12. 入居後の注意事項

- (1) 不正行為によって入居したことが判明した場合、入居決定を取消します。
- (2) 退去時に蛍光灯・グロー球(玄関、浴室、脱衣・洗面所、流し台)を新品に交換してください。
また、畳表・襖の交換費用については、退去時に入居者の負担となります。
- (3) 毎年7月に前年度の収入所得を報告していただくことにより翌年度の家賃を10月に決定した後、通知します。
- (4) 入居後3年以上が経過し、月収が公営住宅法で定める一般階層世帯158,000円、裁量階層世帯214,000円を超えると『収入超過者』と認定され住宅を明け渡すよう努めなければなりません。
また、『収入超過者』となった場合の家賃は、近傍同種の家賃以下で公営住宅法施行令第8条第2項の規定により算出します。
- (5) 入居後5年が経過し、2年継続して公営住宅法で定める月収313,000円を超える場合は『高額所得者』となり、住宅の明渡しを請求することとなります。
また、『高額所得者』となった場合の家賃は、近傍同種の家賃となり、期限が到来しても住宅を明け渡さないときは、近傍同種の家賃の2倍の家賃となります。
- (6) 家賃を3か月以上滞納した場合、市営住宅を退去していただくこととなります。
- (7) 入居した住宅に住所を変更しなければなりません。
※住所変更後に住民票をおりひめプラザへ提出してください。

13. 申請窓口・お問い合わせ

おりひめプラザ

〒326-0814

足利市通3丁目2589番地 織物会館1階

TEL : 0284-64-8725

ホームページ: <http://www.areu.jp/orihime/>

E-mail: orihimeplaza@02.watv.ne.jp

足利市役所 都市建設部 建築・住宅政策課 住宅政策・空き家対策担当
〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地
TEL 0284-20-2198

